

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年六月六日奈良県指令建第一〇〇一―一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年六月十六日建第八九五六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市中戸二三番一及び二三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県袖ヶ浦市林字榎戸四三七番一

社会福祉法人柊の郷 理事長 足高慶宣